

平成18年11月6日

厚生労働省年金局長  
渡邊 芳樹 様国民年金基金連合会  
理事長 小島 比登志**個人型確定拠出年金に係る制度改善要望**

老後の備えの新たな選択肢として、個人型確定拠出年金制度がスタートしてから5年近くが経過し、この間、平成16年の年金制度改革において公的年金の給付水準が見直されるとともに、年金課税も強化され、少子高齢化の進展を背景に公的年金のスリム化が図られてきました。また、制度創設当時は、過剰貯蓄の弊害が懸念される状況にありましたが、その後、貯蓄率は低下傾向をたどるなど、個人型確定拠出年金制度をめぐる環境は大きく変化しております。

こうした変化を背景に、自己責任による老後の備えの重要性がますます増大する中で、個人型確定拠出年金制度が着実に発展・普及し、安定した高齢期の資産形成のためにより積極的な役割を果たすことができるよう、下記の措置が講じられるように要望します。

記

## 1. より多くの加入者にとって魅力ある個人型確定拠出年金制度とするために

個人型確定拠出年金については、制度発足後5年近くを経て着実に普及してきたところであるが、加入対象者数や企業型確定拠出年金の加入者数と比較すると、今後の普及の余地は大きいものがある。

個人型年金制度の魅力を高め、より多くの対象者にとって加入しやすい魅力ある制度とするために、次のような措置を講じられたい。

### (1) 第2号加入者に係る掛金拠出限度額の引上げ

第2号加入者については、企業年金等の対象となっておらず、個人型確定拠出年金を通じた自助努力による老後の備えが強く求められる層であるにもかかわらず、その拠出限度額は月額1.8万円と、最も低く抑えられている。

実態的にも、ほぼ限度額一杯まで拠出する第2号加入者の割合が高くなっていることを踏まえ、第2号加入者に係る拠出限度額を、企業型確定拠出年金に係る拠出限度額と比較して遜色のない水準まで引き上げられたい。

### (2) 加入対象年齢の引上げ

確定拠出年金における掛金の拠出は、60歳未満の者に限られているが、国民年金本体においては、年金額の増額を図るため、65歳までの任意加入が認められている。また、厚生年金加入者については、70歳まで保険料の納付を行うこととなるほか、高齢者雇用安定法が改正され、65歳までの定年引上げ又は継続雇用制度の導入が義務化されたところである。

については、60歳以上の国民年金の任意加入者及び厚生年金加入者に係る、本人の選択に応じた65歳までの個人型確定拠出年金加入について、実務面の対応を含め検討されたい。

### (3) 第3号被保険者・企業年金があるサラリーマンに係る加入要件の検討

第3号被保険者や企業年金の対象となっているサラリーマンについては、現在、個人型確定拠出年金への加入が認められていないが、個人型確定拠出年金への加入を幅広く認め、勤務先において企業型確定拠出年金に加入できない場合であっても、個人型確定拠出年金において拠出や運用を継続できるようにすることは、自己責任による老後資産形成の重要性が高まる中で、大きな意義を有するものと考えられる。

については、第3号被保険者や企業年金のあるサラリーマンについて、公的年金制度における整理などに留意しつつ、引き続き、加入要件拡大に向けた検討を進められたい。

## 2. 自動移換者増大への対応のために

自動移換の状態では、拠出・運用のいずれも行われず、老後の資産形成にはつながらないという問題点があるが、制度発足以来、企業型確定拠出年金の資格喪失後に正規の移換手続きを取らず自動移換の状態にある者が、正規の移換手続きを取った者を上回る状況が続いており、さらに近年の企業型確定拠出年金の普及に伴い、その数が急増している状況にある。このため、自動移換の解消・発生防止に向けて、転退職時における移換手続きの周知が徹底されるよう、引き続き事業主に対する指導に努められるとともに、次のような措置を講じられたい。

なお、1. であげた第3号被保険者等に係る加入要件の検討等の要望事項は、企業型確定拠出年金の資格喪失後も、本人の希望に応じて掛金を拠出できる途を拡大するものであり、個人型確定拠出年金への移換を促進する効果があると考えられることから、自動移換者増大への対応という観点からも、検討をお願いしたい。

### (1) 転退職者に係る脱退要件の緩和

現在、企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した場合には、資産額1.5万円以下の者に限って、個人型確定拠出年金への加入資格を問わず直接脱退できることとされている。

しかし、企業型確定拠出年金の資格喪失後、個人型確定拠出年金への加入資格を有する場合であっても、その掛金拠出は任意であって、当然に継続して拠出を求めることはできない。掛金の追加拠出を選択せず、かつ少額の資産しか有しない者についても、一律に制度の枠内での運用を求めることは、運用指図のための手数料負担による資産の減耗の割合が大きく、自動移換者増の一因ともなっている。

ついては、この1.5万円の要件について、実態にあった緩和を図られたい。

### (2) 自動移換制度の在り方に係る検討

制度創設当時、自動移換者は例外的なケースと想定されており、現在の自動移換制度もこうした前提の下に設けられたものと承知している。

一方、確定拠出年金の先進例である米国では、転退職の際に、401(k)からの移換手続きをとらない者であって、もとの401(k)プランに資産を残すことができないものについては、我が国の個人型確定拠出年金に相当する個人退職勘定(I R A)の運用指図者に移換する制度が昨年設けられたところである。

制度創設時には予定されていなかった自動移換者の増大を踏まえ、こうした米国の例も参考にしつつ、実態にあった自動移換制度の在り方について、検討をお願いしたい。